



2020年7月16日から 有機の畜産食品には JASマークが必要です！

有機農産物とその加工食品は、「有機〇〇」などと表示するために、JAS認証とJASマーク（）が必要なのはご存じでしょうか。

2020年7月16日からは、新たに有機畜産物（牛肉、卵など）とその加工食品（ハム、チーズ、ミルクチョコレートなど）にも、JAS認証とJASマーク（）が必要になります※。

JASマークが必要になったのにはどんな背景があったの？

近年、国内外で有機などと表示された畜産食品の需要が高まり、流通量が増加しています。

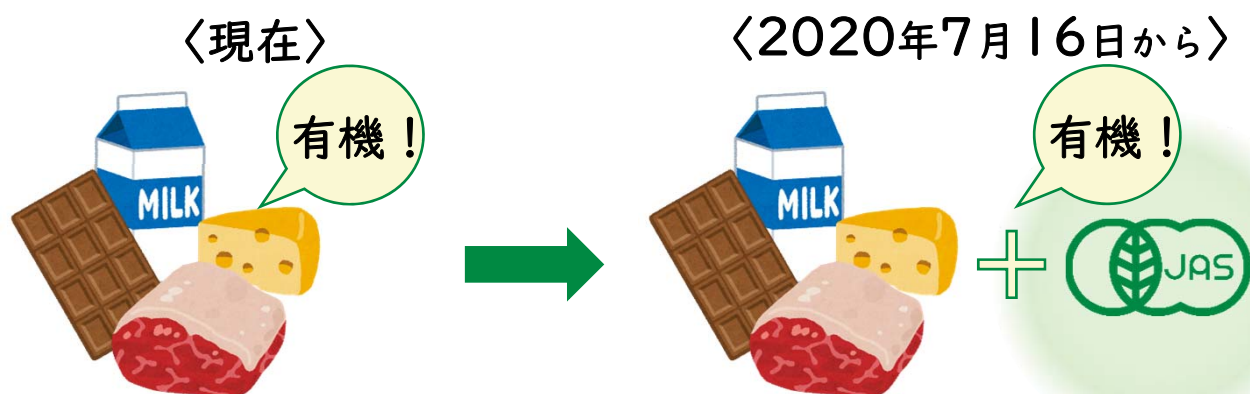
こうした中、消費者からは、有機の農産物食品と同様に、有機の畜産食品についてもJASマークによるわかりやすい表示が必要といった声が寄せられています。

さらに、2020年東京オリ・パラの食材調達基準に、有機JAS食品の利用が推奨されるなど、日本を訪れる外国人旅行者を含め、我が国の有機食品への関心が高まっています。JAS認証とJASマークが畜産食品に必要なになったのは、そうした背景のためです。

JASマークが必要になることでどんなメリットがあるの？

有機の畜産食品についてもJAS認証とJASマークによる保証が得られることで、消費者は、有機JASの食品かどうかを客観的に判別できるようになります。

加えて、JASマークが必要になることで、事業者は、客観的な説明・証明が可能になり、互いにメリットが生まれます。



【対象となる畜産食品や事業者などの情報は、裏面をご覧ください。】

※ はちみつ等は、対象外となります。

※ 有機JASマークなしに「有機」等と表示した場合、農林水産大臣が表示の除去や販売の禁止等を命じることがあります。この命令に違反した場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されることがあります。

対象となる畜産製品※の例

※ 家畜（牛、馬、めん羊、山羊及び豚）又は家きん（鶏、うずら、だちょう、あひる及びかも）由来に限られます。



牛肉



卵



牛乳



ハム



チーズ



バター



チョコレート



ラクトアイス

（乳製品が5%以上含有）

対象となる事業者

生産行程管理者

- ✓生産者
- ✓と殺業者
- ✓食品加工業者など
生体を生産する者
- ✓と殺、解体、包装等をする者
- ✓畜産物を原料とする加工食品
を製造、加工等する者

など

小分け業者

精肉加工や、有機牛肉と有機豚肉から合い挽き肉を調整するなど、非有機品を混合せずに、有機性を維持したまま小ロット化又は大ロット化させる工程管理をする者

輸入業者

畜産物や畜産原料加工食品を輸入し、次の作業をする者

- ✓販売
- ✓販売の委託
- ✓販売のための陳列

など

表示記載例

- 有機畜産物
- 有機畜産物○○又は○○（有機畜産物）
- 有機○○又は○○（有機）
- オーガニック○○又は○○（オーガニック）

移行期間

- 2020年7月16日以降に表示を付す場合は、規制の対象になります。これは、2020年7月16日より前に生産、製造又は加工された畜産物又はその加工食品であっても同様です。
- 輸入品については、2020年7月16日以降に次の作業をする場合は、規制の対象になります。
✓販売 ✓販売の委託 ✓販売のための陳列 など



有機JASマークの妖精
ジャスマロ

有機JASはイイモノヨ～オツ！
取組が見（魅）える化され、消費者に信頼をお届け！

—お問い合わせ—

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

■ 本部 TEL: 050-3481-6023

 横浜事務所 TEL: 050-3481-6024

■ 札幌センター TEL: 050-3481-6021

■ 仙台センター TEL: 050-3481-6022

★ ホームページアドレス <http://www.famic.go.jp/syokuhin/jas/index.html>

（農林水産消費安全技術センターは農林水産省所管の独立行政法人です）

■ 福岡センター TEL: 050-3481-6027

■ 名古屋センター TEL: 050-3481-6025

■ 神戸センター TEL: 050-3481-6026

